民生福祉常任委員会会議記録

1．日　時	令和８年９月４日　　９時２８分開議 令和８年９月４日　　１５時２０分散会
2．場　所	議員協議会室
3．出席議員	稲山悟委員長、桐村裕一副委員長、堀毛宏章委員、渡辺拓道委員、降矢杏奈委員、岡圭子委員
4．欠席議員	なし
5．会議に付した事件 議案第７２号　丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例 議案第８０号　丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について	

6.議事の経過

稲山委員長　挨拶

稲山委員長　会議宣告

９：２８　開議

日程第１　議案第７２号　丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

【市民生活部】

■地域振興課

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員　施設概要で木造2階建て、延べ床面積が258.76㎡、コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例の施設の概要が1階会議室、2階会議室、調理実習室で床面積が約120㎡、施設全体の半分ぐらいになります。コミセンの位置づけとしては3つの部屋が対象で、それ以外の約半分はコミセンの対象外という認識でよろしいでしょうか。

市民生活部　先ほど申し上げました延べ床面積は、地域ラボの面積も含んだ建物の面積となっております。コミュニティセンターとして使用する面積につきましては173㎡ほどとなっており、残りの分は廊下やトイレなど会議室に入らない部分となっております。

堀毛委員　条例の対象となるコミセンは先ほどおっしゃった173㎡とのことですが、残りの部分は、市の対応としてどのような位置づけに

	なりますか。
市民生活部	地域ラボとコミュニティセンターとの関係性につきましては、設置する目的自体が違いますが、隣同士でありますので、地域のこれからの発展といったことに関して、お互い協力し合って使っていける施設になればと考えております。
堀毛委員	管理は総体的に市で行い、今後の修繕についても市で行うということで、今回は建物の一部を特化してコミセンとして位置づけたという認識でよろしいでしょうか。
市民生活部	そのように考えていただいて結構です。
渡辺委員	堀毛委員と同じことを気になっているんですけども、指定しようするコミュニティセンターの範囲が十分理解できていないんです。会議室以外にも、そこに入る部分の動線であったり、駐車場、駐輪場、あるいはトイレ等もあったりするかと思うんですが、その辺り、この部分をコミュニティセンターとして指定するとはっきりわかるような資料を出してもらわないとわからない。後ろの蔵の部分については、市の普通財産としてそのまま置いておくという理解でいいのかなと思っていますが、その辺りがはっきりしていないです。 先ほど堀毛委員が言われたように、市が管理するのであれば、いいんですけども、指定管理者に管理を任せる形になるので、指定管理者として責任を持って、管理する範囲というのも明確にしておかないといけないと思います。頂いている資料以外にここがコミセンですということがわかる資料をもらえたらと思います。
市民生活部	先ほど、ご指摘いただきました件ですが、今ご説明できる範囲といたしましては、72 号説明資料の 3 ページにある部屋の区分をさせていただいた図面を見ていただくようお願いします。色をつけております図面の左側の洋室や土間、廊下と書いてある部分は地域ラボの 1 階の部分となっております。色がついておりません白い部分の収納などを含みまして、全て右側の玄関までがコミュニティセンターとなります。 地域ラボにつきましては、3 ページの図面を見ていただきまして、中央の一番上、玄関と書いてありますところ、そちらが地域ラボに入るための専用の玄関となっており、地域ラボの方からコミュニティセンターへ行き来することは 1 階からはできません。右側にあるポーチから玄関と記載されている箇所がコミュニティセンターの玄関となり、そちらから第 1 会議室、調理室を利用することが可能で、玄関正面にあります階段の方を上がっていただ

	きますと、次のページになりまして、2 階の説明となります。階段上がりまして、すぐ手前にある 2 階会議室と表記している塗りつぶしのない白い枠内が全てコミュニティセンターとなります。左側の洋室と書いてある部分が地域ラボとなります。
渡辺委員	ポーチから玄関に入ってきて、右手に事務室等があって、左手に多目的便所等がありますけども、それもコミセンということで、先ほど説明いただいた 173 ㎡という部分はそこまでの増築部分の面積も入っていると理解させてもらったらいいですか。
市民生活部	そうでございます。
桐村副委員長	表の赤い線はどういう意味で区切られているんですか。
市民生活部	赤い線はその枠内が会議室となっており、会議室はこれだけということがわかるように表記しております。例えば 1 階でしたら調理室と会議室の境目がありませんので、その辺が分かりにくいかと思いまして、区切らせていただいております。
降矢委員	現地調査に伺った際に、コミュニティセンターの前のまちづくり協議会のスペースに駐車をした記憶があるんですが、コミュニティセンターを利用する方も数台しかないスペースに止めるという認識でよろしいでしょうか。
市民生活部	今回の改修でコミュニティセンターの敷地内に駐車場として車を止められるのは 1 台のみとなっております。それ以外につきましては、おっしゃられた通り、まち協で借りていただいている施設の駐車場に止めていただいたり、自治会の方が働きかけていただいた地域の方でご協力いただけます敷地に駐車いただいて、施設を利用します。
桐村副委員長	現地を見させてもらったときに、バリアフリーに配慮しながら改築されるとおっしゃられていて、階段の傾斜等も配慮して作られると伺いましたが、将来的にコミュニティセンターとして、エレベーターを設置する予定などは計画の中で考えられているでしょうか。
市民生活部	今のところ、そういった計画はございません。
上田議長	名称のことで聞かせてください。今回、コミュニティセンター等に関する条例の一部改正ということで、施設名として西紀南コミュニティセンターという名前を付けられているんですけども、今まで条例の中でコミュニティセンターという名前が付いているのは、東雲コミュニティセンターだけだったと思います。大山緑の会館や公民館、文化センターなど、様々な地域の方々の話を聞かれて、名前を付けられてきた経緯があるため、コミュニティセ

	ンター等の条例ですが、西紀南コミュニティセンターは、西紀南地区の方にこの名前で大丈夫ということの確認を取られているのかを教えてください。
市民生活部	名称につきましては、地域の方で組織された準備委員会の方と相談しながら決めさせていただきまして、地区の自治会長会等でもお話をさせていただいた上で、今回提案させていただいています。
渡辺委員	建物を活用してコミュニティの場とすること自体は全然反対ではないんですけど、やっぱり気になるのが、一つの建物の中に地域ラボがあって、地域ラボは市の管理、コミセンは指定管理者制度を使って、指定管理者に指定をするというところがあって、コミセンについては、指定管理者に防火管理者を置いてもらうかと思うんですけども、地域ラボの防火管理はどうなっていますか。
市民生活部	地域ラボの方で防火管理者をつけられているのかについては、管理担当課が違いますのでわかりかねます。ただ、コミュニティセンターでの防火管理者規定につきましては、集会所で 30 名以上の不特定の者が出入りする場合には、防火管理者を設定することという規定がありますので、設置します。
渡辺委員	念のために、消防には特段問題ないということで確認が取れているということですね。
市民生活部	消防本部には設計の段階から入っていただいておりまして、今回、定員の設定をいたしましたことにつきましては、消防法の関係で 49 名までの定員しか設定できないということで、設定させていただいており、消防本部との確認もできております。
稲山委員長	今ずっと委員の皆さんからも色々とご質問が管理の面等で出てきていると思うんですけども、改めて、前回の委員会の中でも条例を上げるときには、きちんと根拠立ててあげてほしいということでご依頼もさせていただいています。十分先ほどの説明の中で慎重にコミセンだということをきちんと内部で積み上げて上げてきていただいていると思うんですけども、地区コミュニティセンターの条例を改めて今見させてもらっているんですけども、地区のコミュニティセンターの中で今回の西紀南コミュニティセンターと同じような形をとっているところがあるのか、ないのか。初めてのケースなのか、その辺についてお聞かせ願いたいです。それから前回、地域コミュニティ活性化施設という位置づけもあるんではないかというお話も出ていたと思うんですけども、改めてコミュニティセンターで提案された根拠をもう一度ご説明いただ

	きたいと思います。
市民生活部	先ほど課長から説明がありましたとおり、この施設の位置づけにつきましては、コミュニティセンター、地域活性化施設、地域ラボのうちどれがふさわしいのか、様々な検討を重ねながらコミュニティセンターとして位置付けることで決定いたしました。それは先ほど申し上げた通り、まずは地域の皆さんが日常的に集い、交流できる場所を整えることが一番であると考えたことです。そのためにコミュニティセンターという幅広く皆さんが使っていただけるような施設として設定したところです。西紀南地区では、これまでから旧波多野邸の改修において、若い世代の方にも検討いただいたり、大学生の方とも活発な交流をされておりますので、地域活性化施設というところも検討しました。今後、もし地域活性化施設としての目的を持った施設にした方が良いのかという時期が来たときにはまた検討をしたいと思いますけども、今回は住民の方の日常活動を支える拠点として、多くの方に幅広く使っていただけるというところでコミュニティセンターとしての位置づけを行ったところです。
市民生活部	どこのコミセンだったのかが出ませんけども、確か地域ラボが併設されているようなコミセンが一つあったんですが、正確に出てきておりませんが、１つはあります。
市民生活部	地域ラボが併設するコミセンは現在ありません。
稲山委員長	私も渡辺委員と一緒でコミセンでいいかと思いますし、地域の方のご要望であれば、もうそれでいいかとは思いますけども、堀毛委員が最初に言われたとおり、今後、指定管理ということになってくると２つの施設が併設されていると、非常に難しい面が出てくるのではないかと思いますので、十分その辺もご検討された上で出されてきたとは思っているんですけど、今後の指定管理に当たって、場所が明確でないので難しい部分が今後出てくるのではないかと不安に思います。実際、指定管理されている方と共存したときに、押し付け合いという形にならないのかという懸念も持っていますので、他に市内で地区のコミセンで同様の事例があるのか、ないのかを聞かせてもらった次第です。もし、初めてのケースであれば、今後、指定管理でまた委員会に付託をされるときに十分検討していただかないと、なかなか難しいかと考えています。決して否定をするものではないですけども、きちんとその辺は明確にしておく方がいいのではないかと思いますので、今後、管理面も含めて、指定管理をしていくときに課題は出てこないの

	か、その辺どう考えておられるのかを聞かせていただけたらと思います。
市民生活部	地域ラボとコミュニティセンターということで、建物は一つで、壁一つで区切っている形になっています。建物の行き来がまずできないということになっていますので、別々のものということで担当課ももちろん違っております。その中で、地域ラボに入られる方というのは、西紀南地区で地域のために起業される方を対象として居住でき、事務所として起業するための準備をする場所になっております。もちろんコミュニティセンターに関わる地域の皆様と協力していく関係ということになっておりますので、活用としては問題なく、建物としてもしっかり壁で仕切られておりますので、管理として、これから受けていただく指定管理者には、それがあることによって大きな影響があるということは考えておりません。
渡辺委員	委員会としては、委員長がいろいろと先ほど言われたように、どういうふうに整理するのか、整理してから提案してきてほしいということで依頼してきたなかで、個人的に一番いいのは建物全体をコミセンとして位置づけて、コミセンの一部を地域ラボとして活用するというように、コミセンの下に入れてしまう方がいいかなという思いがありました。ただ、今回、壁１枚できっちり分けますということだったので、工事も始まっているので、とりあえず市の施設として何らか位置づけないといけないというのは理解するんですけども、再度、本当に管理面も含めて、どういう形が一番無理がなくて、全体として責任を持って安全管理ができる体制でいけるのかということは引き続き考えてもらえたらうれしいと思います。
稲山委員長	私も同じように思います。今後、完成したら入口に西紀南コミュニティセンターという表示を多分されるのかと思うんですけど、そうなったときに分かれているとわかりにくく、多分使われるのは西紀南の方が多いかと思いますけれども、その辺で、先ほど渡辺委員が言われた通りが一番丸く収まる部分だったかと思います。全体をコミセンにして、その中にラボが入っているという形の方がしっくりくるかと思うんですけども、これまでの経過の中で、こういった形で条例提案されたということで、そこは理解をさせていただくんですけども、今後、利用者の方への十分な周知と、それから指定管理する際に、多分いろんな課題が出てくるかと思いますので、その辺についてはもう一度整理もしていただ

	きたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
上田議長	先ほど説明資料をつけていただいている中で、一番のポイントは3つの部屋が赤枠でかこったのが125.36㎡あります。延べ床面積が258.76㎡ということで、説明資料に書いてあるんですけれども、将来的には一つのものとしていくのか、実際に今回は指定管理者として指定管理でコミュニティセンターとしては、この258.76㎡が今のラボを外したところなのか、きっちりと、もし今のラボと完全に壁で分けていくんだったら、指定管理施設は土間とか他も含んだ中で、実際に何㎡というのは、やはり明示しておかなければいけないのはないかと思います。資料に書いてある258.76㎡は、ラボを含んでいる面積なのか、コミセンだけなのか、その辺だけもう1回整理が必要かと思います。 もう一点、今後やっていただくときに委員長や渡辺委員が言われたように、一つの建物として分けていくのか、それは将来計画になりますが、実際に屋根の部分がありますので、屋根も管理の対象になっていますので、表の方は屋根が違うんですが、後ろの方で一緒になっているようなところもありますので、実際にどっちがやっていくのかというところがありますので、その辺だけはきっちり整理した中で、今後、指定管理をする場合は、きっちりとその辺も含めて、やられる方がいいかと思います。
渡辺委員	本会議場で部長が提案されたときに、説明いただいたと思うんですけども、前の農業協同組合の施設がコミセン的な形で西紀南の方に使っていただいて、そこで活動されています。今回の場合は大人数入れる施設ではないので、農協の施設と一体的な形で運用をされるということを想定して、市としても認めるというか、セットという考え方のもとでの施設整備という説明だったと思います。ということになると、これまでコミュニティセンターがない地区については、他の農協の施設を借りられたときには、光熱費の支援を市から出していたと思います。そして、コミセンができたらコミセンの分は出すけども、それ以外の施設は出さないというルールで来ていました。今回、コミセンができますけども、引き続き、農協の施設で活動されている建物の光熱費は、市が補助していくという考え方ですか。そこはこれまでの考え方と変わるということですか。
市民生活部	コミセンのないところに限りまして、借り上げられている施設の光熱費、借上料を地域づくり交付金から交付しております。今回、西紀南コミュニティセンターができましても、面積が十分で

はないところもありますので、引き続き、一体的に今の JA の跡地の部分も使っていただく形で、コミュニティセンターがありますが、ここに関しましては、引き続き、光熱費と賃料の方は交付していくという方向になります。

渡辺委員　　今回できるコミュニティセンターに関して、指定管理料は今のところ積算としてはどれぐらいで出ていますか。

市民生活部　　現在のところ試算としましては、年間 120 万程度であり、面積のわりに高いと思うんですけども、電気代に関しまして月に 7、8 万円かかる想定になっておりまして、現在のところこのような試算になっております。

日程第２　議案第８０号　丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について

【環境みらい部】

■清掃センター

環境みらい部より説明

【主な質疑応答】

降矢委員　　昨日、本会議の方でも安井議員の方から質問があったんですけれども、念のため再度確認をさせていただければと思います。今後、丹波市からごみの受け入れをしないということで、もし、丹波市で補えなかった場合、丹波篠山市に何かそういった依頼があるのかですとか、安井議員が心配されているのが、丹波市との共同運営が終わった上での今後の丹波市のゴミがどうなっていくのかということを懸念されておりまして、何かそういった話し合いがあったのかどうかということを確認してほしいという依頼がありましたので、再度確認をさせていただければと思います。

環境みらい部　　丹波市の平時での稼働で清掃センターの操業に当たってゴミが増えて困り、処理ができないということは今のところ聞いておりませんので、丹波篠山市においても、丹波市のゴミを受け入れることを今は想定しておりません。ただ、今後もし、そのようなことがありましたら、委託契約という形にはなってくるかと考えております。

降矢委員　　今そういった具体的な話は出ていないという認識でよろしいでしょうか。

環境みらい部　　現在はその話は出ていないということです。

渡辺委員　　約束なので廃止は仕方ないと思っているんですけども、清掃セ

ンター運営について、丹波市側からも参加いただいている部分で環境保全委員会がありました。委員会の委員構成については、今後、丹波市が抜けていくという考えでいいですか。

環境みらい部　　両市の議員に出ていただいている運営協議会が設置する環境保全委員会につきましては、協議会の廃止とともに、委員会自体を廃止することとなります。

日程第３　議員間協議

議案第７２号　丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

議案第８０号　丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について

―　意見なし　―

日程第４　討論・表決

議案第７２号　丹波篠山市地区コミュニティセンター等に関する条例の一部を改正する条例

－　討論なし　－

―　全員賛成、可決　―

議案第８０号　丹波篠山市清掃センター運営協議会の廃止について

－　討論なし　－

―　全員賛成、可決　―

稲山委員長　　以上で、本日の審査はすべて終了しました。議案審査に係る審査報告については、一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

稲山委員長　　異議なし　と認めます。それでは、本日の執行部との質疑応答及び意向確認をふまえたかたちで、審査報告を行いたいと思います。

桐村副委員長　挨拶

１５：２０　散会